

電話交換業務請負契約書（案）

沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立中部病院の電話交換業務に関し、次の通り業務請負契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、電話交換業務を（以下「業務」という。）を委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約業務の内容）

第2条 この契約に基づき甲が乙に委託する業務の内容は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は令和5年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（請負金額）

第4条 この契約に基づく請負金額は、 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の請負金額の24分の1の範囲内で翌月に甲に請求し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。なお、端数については、最終月にその月の金額と合わせて請求するものとする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第5条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（契約金額の変更）

第6条 第4条に規定した契約金額は物価、経済状況の変化その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上契約金額を変更することができる。

（支払遅延利息）

第7条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

(契約保証金)

第8条 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除される。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務遂行の計画及び報告)

第10条 乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。

2 乙は、実施結果を甲に報告し、業務の完遂を確認しあうものとする。

3 報告は、毎月の業務完了後に行うものとし、勤務者の出退勤状況、入職者及び退職者のリストを含むものとする。

4 報告様式及び内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(改善命令)

第11条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

2 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める従事者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(現場責任者)

第 12 条 乙は、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 本契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は本契約業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した責任者に対して行うものとする。

3 乙は現場責任者の氏名を、書面をもって甲に通知しなければならない。また、これを変更した場合も同様とする。

(業務遂行上の注意事項)

第 13 条 乙は、甲が必要とする場合は業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(業務の調査等)

第 14 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第 15 条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

2 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める従事者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(契約不履行時の措置)

第 16 条 第 23 条の定めのほか、乙が仕様書に定める請負業務の全部または一部を欠いた場合、甲乙協議の上請負金額より換算した額を、第 4 条第 2 項の請求額より差し引くものとする。

(法令上の責任)

第 17 条 乙は、本業務遂行にあたる乙の従業員に対し雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を追うものとする。

(規律維持)

第 18 条 乙は、本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び勤務規律の維持に責任を負うとともに、従業員の健康管理に努めなければならない。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し乙の従業員であることを明確にするものとする。

(守秘義務)

第 19 条 乙及び乙の従業員は本業務遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(事故発生時の対応手順)

第 20 条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して 10 日以内に提出するものとする。

(損害賠償の責任)

第 21 条 本業務遂行中、乙は、乙の責及び乙の従業員の責に帰すべき事由により甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(反社会的勢力に係る解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。但し、故意又は過失によらずして次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実が判明した後、直ちに当該関係を解消したときはこの限りでないものとする。

一 乙又は乙の役員若しくは実質的に経営に支配的な影響力を有する者（以下「役員等」という。）が反社会的勢力である場合。

二 乙又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は、反社会的勢力と何らかの取引その他の関係を有している場合。

2 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。

一 暴力的な要求行為。

二 法的な責任を超えた不当な要求行為。

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為。

五 その他前各号に準ずる行為。

3 前 2 項の規定により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

(社会紛争及び天災)

第 23 条 騒擾、労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、乙は甲が蒙る損害についてはその責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 24 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(契約の解除)

第 25 条 甲又は乙がやむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し甲乙協議するものとする。ただし、甲は、次の各号に該当する場合は直ちに解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

- (2) 乙が行政上の処を受けたとき
- (3) 乙の業務の処理が著しく不適當であると認められたとき
- (4) 乙がこの契約を履行することができないと認められたとき

(予算の減額による契約の解除)

第 26 条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(訴訟)

第 27 条 委託企業（乙）に所属する職員が当院を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中のものは当院に配置をしないこと。

(個人情報の保護)

第 28 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(事務の引継ぎ)

第 29 条 乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引継がなければならない。

(協議事項)

第 30 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙とも記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
 沖縄県立中部病院
 院長 玉城 和光

乙